# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、児童手当事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

児童手当に関する事務では、情報システムの保守業務を外部業者に委託している。委託業務契約 において、情報の適切な管理を図るための措置を講じている。

## 評価実施機関名

丹波市長

### 公表日

令和7年4月1日

## I 関連情報

①事務の名称 児童手当に関する事務 児童手当は(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を児童手当に係る以下の取り扱う。	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を児童手当に係る以下の						
・認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務 ・額改定請求の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務 ・受給資格者からの受給事由消滅届出の受理、その届出に係る事実の審査及びその届出に対 答に関する事務 ・未支払請求の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務 ・現況届の受理、その届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答に関する事務 ・関係機関に対する資料の提供等の求めに関する事務 ・父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査及びその届出に対する応答に 事務 ・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務	事務で					
第名システム、児童手当システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバス検索・電子申請機能	、サービ					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名特定個人情報ファイル
- (2)児童手当情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

・番号法第9条第1項及び別表第一 81項

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条

・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号) 第9条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する	<選択肢> 1) 実施する ] 2) 実施しない 3) 未定
		号 定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 供に関する命令 第2条42、125、141、161の項
②法令上の根拠		号 定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利 供に関する命令 第2条106、107の項

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	丹波市 福祉部 こども福祉課					
②所属長の役職名	こども福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課						
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒669-3464 丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市健康センターミルネ2 丹波市 福祉部 こども福祉課	階				
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ [		]適用した			

適用した理由

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上					
	いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点					
2. 取扱者勢	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1)500人以上 2)500人未満					
	いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		く選択肢> [ 発生なし ] 1)発生あり 2)発生なし					

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策							
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	楚項目評価書 『施機関については、それ	] れぞれ重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワーク	システムを通じた	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	රේ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		0 ]	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	iじた提供を除く。) [ O	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	消去			
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

8. 人手を:	介在させる作業	[ ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断	の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄				
9. 監査						
実施の有無		[O]自己点検 []内部監査 []外部監査				
10. 従業者	に対する教育・	B B発				
従業者に対	する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優	先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度 <sup>2</sup> る対策	が高いと考えられ	[ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は	十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断	の根拠	児童手当システム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。 また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、 担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられること はない。 これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行わ れるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

#### 変更箇所

変更固定変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	Ⅱ-2.取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年11月28日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要		・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務 ・マイナボータルのお知らせ機能での通知に関する事務 ※事務概要追加	事後	子育でワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保 護評価書の見直し作業に伴う 修正
平成29年11月28日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能 ※システム名称追加	事後	子育てワンストップサービス導 入に向けた特定個人情報保 護評価書の見直し作業に伴う 修正
平成30年6月1日	I-5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	社会福祉課 課長 井尻宏幸	社会福祉課 課長 中村直樹	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
平成30年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	Ⅱ-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正 に伴うもの
令和4年5月16日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	丹波市 健康福祉部 自立支援課	丹波市 健康福祉部 社会福祉課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和4年5月16日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	自立支援課長	社会福祉課長	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和4年5月16日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	〒669-4192 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 自立支援課	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和5年1月13日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一 56項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号) 第44条	・番号法第9条第1項及び別表第一 56項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号) 第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律(令 和3年法律第38号) 第9条	事前	公的給付支給等口座登録の 項目追加による見直し。 重要な変更に該当しない。
令和6年12月24日	新様式への変更				
	L	ı			i

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第 56項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	・番号法第9条第1項及び別表第 81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第 - の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条	事後	法改正に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和6年12月24日	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 26、30、87の項(別表第二における情報既会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当法による児童手当以特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 74、75の項・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号(情報提供の根拠)第19条第1号力及び第2号から第5号、第44条第1号力及び第2号から第5号(情報照会の根拠)第19条第1号力及び第2号から第5号(情報照会の根拠)第40条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づ入利用特定個人情報の提供に関する命令第2条42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に表づ入利用特定個人情報の提供に関する命令第2条106、107の項	事後	法改正に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和6年12月24日	I-1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を児童手当(特例給付を含む。)に係る以下の事務で取り扱う。 ・認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務・受給資格者からの受給事由消滅届出の受理、その届出に係る事実の審査及びその届出に対する応答に関する事務・受給資格者からの受給事由消滅届出の受理、その届出に係る事実の審査及びその届出に対する応答に関する事務・現況届の受理、その届出に対する応答に関する事務・現況届の受理、その届出に対する応答に関する事務・現況届の受理、その届出に対する応答に関する事務・現況届の受理、その届出に対する応答に関する事務・現況届の受理、その届出に対する応答に関する事務・現況を機関に対する応答に関する事務・プロに関する事務・プロに対する応答に関する事務・プロに対するを発しての審査及びその届出に対する応答に関する事務・プロに対するを発し、との場合に関する事務・プロに関する事務・プロに関する事務・プロに関する事務・アードのお知ら世機能での通知に関する事務・マイナポータルのお知ら世機能での通知に関する事務・マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務・マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務・マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務・マイナポータルのお知ら世機能での通知に関する事務・マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務・マイナポータルのお知ら世機能での通知に関する事務・マイナポータルのお知らに関する事務・マイナポータルのお知らないに関する事務・マイナポータルの表別では、対しているの表別では、対しているの表別である。	児童手当法(昭和46年法律第73号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を児童手当に係る以下の事務で取り扱う。 ・認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務・額改定請求の受理、その話求に係る事実についての審査及び話求に対する応答に関する事務・受給資格者からの受給事由消滅届出の受理、その届出に係る事実の審査及びをに関する事務・未支払請求の受理、その届出に係る事実についての審査及び話求に対する応答に関する事務・未支払請求の受理、その届出に係る事実についての審査及び請求に対する応答に関する事務・・現況届の受理、その届出に対する応答に関する事務・・氏名、住所等の変更届出の受理、その届出の審査及びその届出に対する応答に関する事務・・氏名、住所等の変更届出の受理、その届出の審査及びその届出に対する応答に関する事務・・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務・サービス検索・電子申請機能での通知に関する事務・サービス検索・電子申請機能での通知に関する事務	事後	令和6年10月1日施行の制度 改正に伴う修正
令和7年3月18日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ①部署	丹波市 健康福祉部 社会福祉課	丹波市 福祉部 こども福祉課	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和7年3月18日	I-5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長	こども福祉課長	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。
令和7年3月18日	I-8. 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ 連絡先	〒669-3602 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 丹波市 健康福祉部 社会福祉課	〒669-3464 丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市健康センターミルネ2階 丹波市 福祉部 こども福祉課	事前	組織変更に伴うものであるため、重要な変更に該当しない。